

## 令和4年度の荒廃農地面積 (令和5年3月31日現在)

(単位: 万ha)

	今回新たに発生した面積		今回新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地(A分類)		参考値			
							再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)		荒廃農地面積計(A分類+B分類)	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域
<b>令和4年</b>	<b>2.8</b>	<b>1.6</b>	<b>1.1</b>	<b>0.7</b>	<b>9.0</b>	<b>5.5</b>	<b>16.3</b>	<b>7.1</b>	<b>25.3</b>	<b>12.6</b>
(参考)令和3年	3.0	1.5	1.3	0.8	9.1	5.4	16.9	6.9	26.0	12.3

- 注：1 調査期日及び調査期間  
 荒廃農地の各面積：令和5年3月31日現在  
 再生利用された面積：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県下6町村（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村）のほか、東京都下1村（小笠原村）の計7町村を除いた1,712市町村の調査結果を集計。
- 3 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- 4 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。
- 5 「再生利用が可能な荒廃農地（A分類）」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。
- 6 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。

## 令和4年度の都道府県別の荒廃農地の発生状況

(単位:ha)

都道府県名	今回新たに発生した面積		今回新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地(A分類)		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)		参考値	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	荒廃農地面積(A分類+B分類)	農用地区域
北海道	107	82	80	72	636	498	693	414	1,329	912
青森県	454	355	182	135	2,831	2,152	1,165	755	3,996	2,906
岩手県	604	225	203	126	2,099	939	1,645	1,165	3,745	2,104
宮城県	474	205	319	164	1,836	1,077	3,837	1,593	5,674	2,670
秋田県	138	68	35	33	485	369	345	235	830	604
山形県	107	90	70	59	1,120	910	813	546	1,933	1,456
福島県	2,345	1,571	1,193	797	7,961	5,012	4,757	2,366	12,718	7,378
茨城県	1,440	954	531	324	6,174	3,354	4,426	2,495	10,600	5,850
栃木県	189	111	171	67	831	508	1,094	303	1,926	811
群馬県	566	321	499	340	2,487	1,673	6,242	2,563	8,729	4,236
埼玉県	537	355	387	255	2,350	1,586	970	427	3,320	2,013
千葉県	1,310	589	308	194	6,313	3,235	5,121	1,144	11,435	4,379
東京都	85	30	37	16	572	288	2,398	768	2,970	1,056
神奈川県	153	69	73	36	693	352	866	254	1,558	607
山梨県	340	238	260	180	1,828	1,282	4,675	2,311	6,503	3,594
長野県	1,479	860	739	433	4,086	2,601	9,490	4,487	13,576	7,088
静岡県	1,376	1,091	325	161	2,407	1,473	4,354	2,445	6,761	3,918
新潟県	579	560	30	24	229	180	2,292	1,423	2,521	1,603
富山県	86	63	54	40	185	132	100	24	285	156
石川県	552	270	338	243	1,216	883	4,899	1,933	6,115	2,816
福井県	118	65	59	37	305	197	436	145	741	341
岐阜県	182	105	84	50	626	372	1,170	503	1,796	875
愛知県	324	223	432	195	2,160	1,282	1,969	267	4,130	1,549
三重県	1,004	312	57	35	2,767	1,349	2,187	456	4,955	1,805
滋賀県	147	107	56	38	787	571	1,148	622	1,934	1,192
京都府	212	62	25	15	123	61	553	158	676	219
大阪府	55	15	24	4	184	62	153	17	337	80
兵庫県	150	97	77	55	940	703	688	551	1,629	1,254
奈良県	200	96	79	24	597	282	863	359	1,459	641
和歌山県	938	669	146	111	1,026	733	2,245	1,688	3,271	2,420
鳥取県	322	170	153	97	947	660	2,398	683	3,345	1,343
島根県	899	285	102	28	1,176	514	5,286	1,844	6,462	2,359
岡山県	935	468	350	181	4,000	1,971	6,426	2,333	10,425	4,304
広島県	318	119	120	78	544	376	6,945	2,765	7,489	3,141
山口県	444	252	274	128	1,398	691	6,653	3,461	8,051	4,152
徳島県	106	75	39	27	1,414	1,018	1,657	1,061	3,072	2,080
香川県	447	277	149	84	1,100	658	6,480	1,608	7,580	2,266
愛媛県	428	243	241	128	1,148	620	11,650	4,909	12,798	5,529
高知県	115	63	73	56	930	509	932	265	1,863	774
福岡県	412	218	295	135	2,053	1,330	2,190	891	4,243	2,221
佐賀県	230	121	59	38	1,610	1,208	5,863	3,401	7,473	4,609
長崎県	853	539	506	325	2,993	1,700	11,336	5,127	14,328	6,827
熊本県	3,226	1,314	669	338	3,849	2,003	8,072	3,122	11,921	5,125
大分県	645	411	520	351	1,995	1,348	5,828	2,833	7,822	4,182
宮崎県	519	324	205	152	1,405	1,007	1,336	828	2,741	1,834
鹿児島県	1,843	768	508	293	4,940	2,780	7,627	2,993	12,567	5,773
沖縄県	466	403	352	314	2,501	2,049	1,086	609	3,588	2,658
全 国	28,460	15,905	11,486	7,016	89,858	54,560	163,359	71,147	253,217	125,707

※ 調査期日及び調査期間

荒廃農地の各面積：令和5年3月31日現在、再生利用された面積：令和4年4月1日～令和5年3月31日

※ 本表の数値は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県下6町村のほか、東京都下11村の計7町村を除く、1,712市町村の調査結果を集計。

※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

※ 「再生利用が可能な荒廃農地(A分類)」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。